

我々の日常生活を支える考え方

意思決定支援

SWに関する法律問題 78・80

- 契約
- 消費者問題 78
- 自己破産
- 行政処分・不服申立て

関わる組織・団体・専門職

- 家庭裁判所、法務局、市町村 82
- 弁護士、司法書士、社会福祉士 78 83

実際【事例】 83

認知症、消費者、虐待
依存症、非行、ホームレス
多問題重複ケース、障害児・者

権利擁護に関わる中核機関

権利擁護と成年後見制度 支える法制度

成年後見関連の最近の動向
⇒成年後見関係事件の概況

成年後見制度利用促進法
(基本計画) 81

憲法

- 基本的人権の尊重 77
- 自由権、社会権
- その他...

民法 77

- 意思能力、行為能力
- 契約、不法行為
- 親族、親権、扶養 81
- 相続、遺言 79
- その他...

行政法 77 79

- 行政行為、行政争訟
- 情報公開
- その他...

虐待防止関連・差別禁止法

日常生活自立支援事業 81 82 82

実施主体 ⇒ 社会福祉法
利用対象者
サービス内容

成年後見制度

法定後見制度・任意後見制度の理解

78・79・80

法定後見制度⇒民法 79 81 77・80

対象は？ 後見・保佐・補助

任意後見制度⇒任意後見契約に関する法律 80

対象は？ 任意後見契約（公正証書） 82

成年後見制度利用支援事業
⇒関連して...

障害者総合支援法
介護保険制度 も確認!!

権利擁護と成年後見制度

大項目	中項目
1 相談援助活動と法との関わり (日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。)	1) 相談援助活動において想定される法律問題 2) 日本国憲法の基本原理の理解 3) 民法の理解 4) 行政法の理解
2 成年後見制度	1) 成年後見の概要 2) 保佐の概要 3) 補助の概要 4) 任意後見 5) 民法における親権や扶養の概要 6) 成年後見制度の最近の動向
3 日常生活自立支援事業	1) 日常生活自立支援事業の概要
4 成年後見制度利用支援事業	1) 成年後見制度利用支援事業の概要
5 権利擁護に係る組織、団体の役割と実際	1) 家庭裁判所の役割 2) 法務局の役割 3) 市町村の役割 (市町村長申立) 4) 弁護士の役割 5) 司法書士の役割 6) 社会福祉士の活動の実際
6 権利擁護活動の実際	1) 認知症 2) 消費者被害 3) 被虐待児・者 4) アルコール依存症 5) 非行少年 6) ホームレス 7) 多問題重複ケース 8) 障害児・者

権利擁護を支える法制度

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例
①法の基礎	1 法と規範 2 法の体系、種類、機能 3 法律の基礎知識、法の解釈 4 裁判制度判例を学ぶ意義
②ソーシャルワークと法の関わり	1 憲法 2 民法 3 行政法
③権利擁護の意義と支える仕組み	1 権利擁護の意義 2 福祉サービスの適切な利用 3 苦情解決の仕組み 4 虐待防止法の概要 5 差別禁止法の概要 6 意思決定支援ガイドライン
④権利擁護活動で直面しうる法的諸問題	1 インフォームド・コンセント 2 秘密・プライバシー・個人情報 3 権利擁護活動と社会の安全
⑤権利擁護に関わる組織、団体、専門職	1 権利擁護に関わる組織、団体の役割
⑥成年後見制度	1 成年後見の概要 2 後見の概要 3 保佐の概要 4 補助の概要 5 任意後見の概要 6 成年後見制度の最近の動向 7 成年後見制度利用支援事業 8 日常生活自立支援事業

1. 相談援助活動と法の関わり ⇒ 我々の日常生活を支える考え方
SWに関わる法律問題

33-78 事例を読んで、次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕 Dさんは、アパートの1室をEさんから月額賃料10万円で賃借し、一人暮らしをしている。Dさんには、唯一の親族として、遠方に住む子のFさんがいる。また、賃借をする際、Dさんの知人であるGさんは、Eさんとの間で、この賃貸借においてDさんがEさんに対して負担する債務を保証する旨の契約をしている。

- 1 Dさんが賃料の支払を1回でも怠れば、Eさんは催告をすることなく直ちに賃貸借契約を解除することができる。
- 2 Fさんは、Dさんが死亡した場合に、このアパートの賃借権を相続することができる。
- 3 Gさんは、保証が口頭での約束にすぎなかった場合でも、契約に従った保証をしなければならない。
- 4 Fさんは、Dさんが賃料を支払わないときに、賃借人として賃料を支払う責任を負う。
- 5 Gさんは、この賃貸借とは別にDさんがEさんから金銭を借り入れていた場合に、この金銭についても保証をしなければならない。

33-80 事例を読んで、関係当事者の民事責任に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Y社会福祉法人が設置したグループホーム内で、利用者のHさんが利用者のJさんを殴打したためJさんが負傷した。K職員は、日頃からJさんがHさんから暴力を受けていたことを知っていたが、適切な措置をとらずに漫然と放置していた。

- 1 Hさんが責任能力を欠く場合には、JさんがK職員に対して不法行為責任を追究することはできない。
- 2 JさんがK職員に対して不法行為責任を追究する場合には、Y社会福祉法人に対して使用者責任を併せて追究することはできない。
- 3 JさんはY社会福祉法人に対して、施設利用契約における安全配慮義務違反として、損害賠償を請求することができる。
- 4 Hさんに責任能力がある場合に、JさんがY社会福祉法人に対して使用者責任を追究するときは、Jさんは、損害の2分の1のみをY社会福祉法人に対して請求することができる。
- 5 Y社会福祉法人が使用者責任に基づいてJさんに対して損害賠償金を支払った場合には、Y社会福祉法人はK職員に対して求償することができない。

33-77 財産権の制限に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 財産権は、条例によって制限することができない。
- 2 法律による財産権の制限は、立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えていれば、憲法に違反し無効となる。
- 3 所有権は、法律によって制限することができない。
- 4 私有財産を公共のために制限する場合には、所有権の相互の調整に必要な制約によるものであっても、損失を補償しなければならない。
- 5 法令上の補償規定に基づかない財産権への補償は、憲法に違反し無効となる。

34-81 親権に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 成年年齢に達した学生である子の親は、その子が親の同意なく行った契約を、学生であることを理由に取り消すことができる。
- 2 父母が離婚し、子との面会交流について父母の協議が調わないときは、家庭裁判所がそれを定める。
- 3 父母が裁判上の離婚をする場合、家庭裁判所の判決により、離婚後も未成年者の親権を共同して行うことができる。
- 4 嫡出でない子を父が認知すれば、認知により直ちにその父がその子の親権者となる。
- 5 親にとって利益となるが子にとって不利益となる契約であっても、親は、その子を代理することができる。

33-79 遺言に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 公正証書遺言は，家庭裁判所の検認を必要とする。
- 2 聴覚・言語機能障害により遺言の趣旨を公証人に口授することができない場合は，公正証書遺言を作成することができない。
- 3 法定相続人の遺留分を侵害する内容の遺言は，その全部について無効となる。
- 4 前の遺言が後の遺言と抵触している場合，その抵触する部分について，後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされない。
- 5 被保佐人が遺言を作成するには，保佐人の同意は不要である。

34-77 行政行為の効力に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 重大かつ明白な瑕疵のある行政行為であっても、取り消されるまでは、その行政行為の効果は否定されない。
- 2 行政行為の無効確認訴訟の出訴期間は、一定期間に制限されている。
- 3 行政行為の効力は、国家賠償請求訴訟によっても取り消すことができる。
- 4 行政庁は、審査請求に対する裁決など、判決と似た効果を生ずる行政行為であっても、自ら違法であると気付いたときは、職権で取り消すことができる。
- 5 行政庁は、税の滞納処分など、判決を得なくても強制執行をすることができる。

35-77 日本国憲法の基本的人権に関する最高裁判所の判断についての次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 公務員には争議権がある。
- 2 永住外国人には生活保護法に基づく受給権がある。
- 3 生活保護費を原資とした貯蓄等の保有が認められることはない。
- 4 嫡出子と嫡出でない子の法定相続分に差を設けてはならない。
- 5 夫婦別姓を認めない民法や戸籍法の規定は違憲である

2. 成年後見制度および関連法

35-78 事例を読んで、成年後見人のLさんが、成年被後見人のMさんと相談の上で行う職務行為として、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

Mさん（70歳代）は、自身の希望で一人暮らしをしているが、居住地域は、介護サービス資源が少なく、交通の便の悪い山間部である。Mさんは、要介護2の認定を受け、持病もある。最近、Mさんは心身の衰えから、バスでの通院に不便を感じ、薬の飲み忘れも増え、利用中の介護サービス量では対応が難しくなっているようである。Mさん自身も一人暮らしへの不安を口にしている。

- 1 自宅以外の住まいに関する情報収集
- 2 Mさんの要介護状態区分の変更申請
- 3 Lさんによる家事援助
- 4 Lさんによる通院介助
- 5 Lさんによる服薬介助

35-79 事例を読んで、成年後見人の利益相反状況に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

共同生活援助（グループホーム）で暮らすAさん（知的障害，52歳）には弟のBさんがおり，BさんがAさんの成年後見人として選任されている。先頃，Aさん兄弟の父親（80歳代）が死去し，兄弟で遺産分割協議が行われることとなった。

- 1 Aさんは，特別代理人の選任を請求できる。
- 2 Bさんは，成年後見監督人が選任されていない場合，特別代理人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。
- 3 Bさんは，遺産分割協議に当たり，成年後見人を辞任しなければならない。
- 4 特別代理人が選任された場合，Bさんは，成年後見人としての地位を失う。
- 5 特別代理人が選任された場合，特別代理人は，遺産分割協議に関する事項以外についても代理することができる。

35-80 成年後見制度の補助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 補助は、保佐よりも判断能力の不十分さが著しい者を対象としている。
- 2 補助開始の審判をするには、本人の申立て又は本人の同意がなければならない。
- 3 補助人の事務を監督する補助監督人という制度は設けられていない。
- 4 補助開始の審判は、市町村長が申し立てることはできない。
- 5 補助人に対し、被補助人の財産に関する不特定の法律行為についての代理権を付与することができる。

34-79 次のうち、成年後見人になることができない者として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 兄弟姉妹
- 2 被保佐人
- 3 解任の審判を受けた補助人
- 4 本人の配偶者の成年後見人
- 5 社会福祉法人

33-81 次のうち、成年後見制度において成年後見人等に対して付与し得る権限として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 成年後見人に対する本人の居所指定権
- 2 成年後見監督人に対する本人への懲戒権
- 3 保佐人に対する本人の営業許可権
- 4 補助人に対する本人の代理権
- 5 任意後見監督人に対する本人の行為の取消権

34-80 事例を読んで、任意後見契約に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Jさん（70歳）は、将来に判断能力が低下して財産の管理がおろそかになることを心配し、S市社会福祉協議会の権利擁護センターに相談した。Jさんは、同センターの職員Kさんの助言を受け、親友のLさんを受任者として、任意後見契約に関する法律に従った任意後見契約を締結することにした。

- 1 任意後見契約は、社会福祉協議会の事務所において、公証人でなくても第三者の立会いがあれば締結することができる。
- 2 締結された任意後見契約の効力を生じさせる際、家庭裁判所は、必要がなければ、任意後見監督人を選任しない方法をとることができる。
- 3 締結された任意後見契約の効力を生じさせる際、Jさんからの推薦があれば、家庭裁判所は、推薦されたKさんを任意後見監督人として選任しなければならない。
- 4 任意後見契約が締結されたとしても、家庭裁判所は、請求があり、Jさんの利益のため特に必要があると認めるときは、後見開始の審判等をする。
- 5 任意後見契約に本人意思尊重義務の定めがある場合に限って、LさんはJさんの意思を尊重する義務を負う。

33-82 任意後見制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 任意後見契約に関する証書の作成後、公証人は家庭裁判所に任意後見契約の届出をしなければならない。
- 2 本人は、任意後見監督人選任の請求を家庭裁判所に行うことはできない。
- 3 任意後見契約では、代理権目録に記載された代理権が付与される。
- 4 任意後見監督人が選任される前において、任意後見受任者は、家庭裁判所の許可を得て任意後見契約を解除することができる。
- 5 任意後見監督人が選任された後において、本人が後見開始の審判を受けたとしても、任意後見契約は継続される。

3. 日常生活自立支援事業

35-81 「日常生活自立支援事業実施状況」（2021年度（令和3年度），全国社会福祉協議会）に関する次の記述のうち，最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 2021年度（令和3年度）末時点で，実契約者数は100万人を超えている。
- 2 2021年度（令和3年度）末時点で，実契約者数の内訳では，知的障害者等の割合が最も多い。
- 3 新規契約締結者のうち，約7割が生活保護受給者であった。
- 4 新規契約締結者の住居は，7割以上が自宅であった。
- 5 事業実施主体から委託を受け業務を実施する基幹的社会福祉協議会の数は，約300であった成年後見制度の補助に関する次の記述のうち，正しいものを1つ選びなさい。

34-82 事例を読んで、日常生活自立支援事業による支援に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Mさん（50歳）は、軽度の知的障害があり、自宅で母親と二人で暮らしていたが、2か月前に母親が死去した。その後、Mさんは障害者支援施設の短期入所を利用していたが、共同生活援助（グループホーム）への転居が決まった。さらにMさんを担当するA相談支援専門員の助言で、T市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の利用に至り、B専門員がその担当となった。

- 1 Mさんが日常生活自立支援事業の契約締結前に利用した短期入所の費用の支払を、Mさんとの利用契約に基づきB専門員が行うことができる。
- 2 Mさんの母親の遺産相続に関する法律行為をMさんに代わりB専門員が行うことができる。
- 3 Mさんの共同生活援助（グループホーム）入居後のB専門員による金銭管理の内容を、B専門員とA相談支援専門員との協議で決める。
- 4 共同生活援助（グループホーム）に入居するMさんについては、ホームの支援者による見守りが期待されるため、日常生活自立支援事業による訪問支援は行わないこととする。
- 5 Mさんの成年後見制度への移行を視野に入れ、日常生活自立支援事業の開始とともに直ちに関係機関との調整に入らなければならない

4. 成年後見制度利用支援事業

33-83 成年後見制度における市町村長の審判申立てに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 市町村長が審判を申し立てない場合、都道府県知事が代わって審判を申し立てることができる。
- 2 「成年後見関係事件の概況（令和2年1月～12月）」（最高裁判所事務総局家庭局）によると、「成年後見関係事件」の申立人の割合は、市町村長よりも配偶者の方が多い。
- 3 市町村長申立てにおいて、市町村長は、後見等の業務を適正に行うことができる者を家庭裁判所に推薦することができないとされている。
- 4 知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉を図るために特に必要があると認めるときは、市町村長が後見開始の審判等の申立てを行うことができる。
- 5 市町村長申立ては、後見開始及び保佐開始の審判に限られ、補助開始の審判は含まれないとされている。

（注）「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件をいう。

5. 権利擁護に係る組織、団体の役割と実際

35-82 家庭裁判所に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 家庭裁判所は、近隣トラブルに関する訴訟を取り扱う。
- 2 家庭裁判所は、「DV防止法」に基づく保護命令事件を取り扱う。
- 3 家庭裁判所は、嫡出でない子の認知請求訴訟を取り扱う。
- 4 家庭裁判所は、労働審判を取り扱う。
- 5 家庭裁判所は、債務整理事件を取り扱う。

(注) 「DV防止法」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」のことである。

34-78 後見登記に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 任意後見契約は登記できない。
- 2 未成年後見は登記することができる。
- 3 保佐人に付与された代理権の範囲は登記できない。
- 4 自己が成年被後見人として登記されていない者は、登記官への請求に基づき、登記されていないことの証明書の交付を受けることができる。
- 5 誰でも、登記官への請求に基づき、成年後見人が記録された登記事項証明書の交付を受けることができる。

34-83 成年後見制度における市町村長の審判申立てに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 市町村長が審判を申し立てない場合、都道府県知事が代わって審判を申し立てることができる。
- 2 「成年後見関係事件の概況（令和2年1月～12月）」によると、「成年後見関係事件」の申立人の割合は、市町村長よりも配偶者の方が多い。
- 3 市町村長申立てにおいて、市町村長は、後見等の業務を適正に行うことができる者を家庭裁判所に推薦することができないとされている。
- 4 知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉を図るために特に必要があると認めるときは、市町村長が後見開始の審判等の申立てを行うことができる。
- 5 市町村長申立ては、後見開始及び保佐開始の審判に限られ、補助開始の審判は含まれないとされている。

（注）「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件をいう。

6. 権利擁護活動の実際

35-83 事例を読んで、消費者被害に関する次の記述のうち、X地域包括支援センターのC社会福祉士の対応として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕 Dさん（70歳）は、認知症の影響で判断能力が低下しているが、その低下の程度ははっきりしていない。宝石の販売業者Yは、Dさんが以前の購入を忘れていることに乗じ、2年にわたって繰り返し店舗で40回、同じ商品を現金で購入させ、その合計額は1,000万円に及んでいた。E訪問介護員がこの事態を把握し、X地域包括支援センターに所属するC社会福祉士に相談した。

- 1 Dさんのこれまでの判断を尊重し、Dさんに対し、今後の購入に当たっての注意喚起を行う。
- 2 Dさんの意向にかかわらず、宝石の販売業者Yと連絡を取り、Dさんへの宝飾品の販売に当たり、今後は十分な説明を尽くすように求める。
- 3 Dさんの判断能力が著しく不十分であった場合、C社会福祉士自ら保佐開始の審判の申立てを行う。
- 4 クーリング・オフにより、Dさん本人にその購入の契約を解除させる。
- 5 これらの購入につき、消費者契約法に基づく契約の取消しが可能かを検討するため、Dさんのプライバシーに配慮して、消費生活センターに問い合わせる